

厚生労働省千葉労働局 定例記者会見配付資料

<重要なお知らせ>

11月は「しわ寄せ防止キャンペーン月間」です。

～長時間労働につながる取引慣行を見直しましょう！！～

労働時間等設定改善法が改正され、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。



【令和元年10月28日記者発表】

ちばの魅力ある職場づくり公労使会議の開催

本会議では、森田健作千葉県知事にもご出席いただき、長時間労働につながる取引慣行の見直しなど「しわ寄せ」の防止（※）について発信し、県内のすべての企業が時間外労働の上限規制を順守できる環境の整備に取り組んでまいります。

- 1 日 時 令和元年11月1日（金）13時10分～13時40分
14時から『ちば「働き方改革」公労使シンポジウム』を開催
- 2 場 所 京成ホテルミラマーレ 8階（オーキッド）
千葉市中央区本千葉町15-1
- 3 内 容 「しわ寄せ」の防止について（提言）の採択 他
☆取材希望の方は、担当者あてお知らせください。

※「しわ寄せ防止」とは

大企業や親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小企業事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更、人員派遣の要請及び附帯作業の要請などの「しわ寄せ」を生じさせることにより、下請等中小企業者の働き方改革の妨げとならないよう防止すること。

若者雇用促進法に基づく優良企業の認定（ユースエール認定）を行いました

若年雇用促進法に基づく「ユースエール認定企業」として、新たに2社を認定しました。ユースエール認定制度は、平成27年10月1日施行の若者雇用促進法によって創設された、**若者の採用・育成に積極的に雇用管理の状況などが優良な中小企業**が、都道府県労働局への申請により、認定を受けることができます。認定企業は、認定マークを広告、商品、求人広告などに使用でき、優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。

また、労働局やハローワークによる重点的なマッチング支援、助成金の加算措置などを受けることができます。

認定企業の紹介

認定企業名：医療法人社団志誠会
介護老人保健施設 夢プラスワン（香取市）

認定日：令和元年9月20日
業種：老人福祉・介護事業
常時雇用労働者：112人（申請日時点）



主な認定要件		認定企業の実績
1	直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下であること	離職率 12.5%
2	前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間（※1）が20時間以下かつ、月平均の法定外労働時間（※2）60時間以上の正社員が1人もいないこと	月平均所定外労働時間 1.1時間 60時間以上の 該当者なし
3	前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上であること	年平均取得日数 11.7日

認定企業名：公益財団法人日本分析センター（千葉市）

認定日：令和元年10月23日
業種：自然科学研究所（放射性物質の分析等）
常時雇用労働者：81人（申請日時点）

主な認定要件		認定企業の実績
1	直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下であること	離職率 20%
2	前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間（※1）が20時間以下かつ、月平均の法定外労働時間（※2）60時間以上の正社員が1人もいないこと	月平均所定外労働時間 15.0時間 60時間以上の 該当者なし
3	前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上であること	年平均取得日数 14.3日

（※1）所定外労働時間：就業規則等で定められた所定内労働時間を超えた労働時間

（※2）法定外労働時間：1週40時間、1日8時間を超えた労働時間